(H2) 土木技術映像選定制度に関する規程

昭和40年8月27日制定昭和53年5月12日一部改正平成6年1月28日"平成14年6月28日"平成19年1月19日"平成23年11月18日"

(総則)

第1条 この規程は土木工学に関して作られた土木技術映像作品が、有効かつ適切に利用されるように、これにふさわしい作品を選定することについて定める。

(作品の選定)

第2条 作品の選定は、土木技術映像委員会が行う。また、選定された作品は土木学会選定作品 と称する。

(土木学会選定作品の取り扱い)

第3条 土木学会選定作品は、利用者の便をはかるため、土木技術映像委員会が利用指針を作成する。利用指針は、土木学会誌及び土木学会ホームページに掲載する。

(選定の取り消し)

第4条 土木学会選定作品に関して、他の著作権、特許権の侵害等にふれた場合は選定を取り消す。

(規程の変更)

第5条 この規程の変更は、理事会において行う。

附則 この規程は、昭和40年8月27日から施行する。

附則(昭和53年5月12日理事会議決)この変更規程は、昭和53年5月12日から施行する。附則(平成6年1月28日理事会議決)この変更規程は、平成6年1月28日から施行する。附則(平成14年6月28日理事会議決)この変更規程は、平成14年6月28日から施行する。附則(平成19年1月19日理事会議決)この変更規程は、平成19年1月19日から施行する。

附則(平成23年11月18日 理事会議決) この変更規程は、平成23年11月18日から施行する。